

公共施設等予約システム
導入業務仕様書

2024年4月
豊岡市

第1章 調達仕様の概要

1 業務の名称

豊岡市公共施設予約システム導入業務

2 業務の目的

豊岡市の公共施設の予約においては、紙による申請を続けており、市民は施設の空き状況や予約のために施設の開館時間に窓口に行く、窓口で現金により使用料を支払う、物理鍵の受け取りが必要なことから、公共施設の使い勝手が悪く、市民が気軽に利用できない。職員においても旧態依然とした申請処理により非効率な業務を続けているなど課題がある。

この課題を解決するため、予約の電子申請をはじめ、オンライン決済、スマートロック等とも連動したシステムを導入し、スマートフォン等からいつでも空き状況の確認、予約、変更ができる、予約時にオンラインで決済ができる、物理鍵がなくても暗証番号等で施設を開錠できるなど市民の利便性向上、職員の窓口対応時間の短縮、現金や物理鍵のやりとりを減らすなど施設管理における業務の効率化を図る。

3 契約期間

契約締結日から 2027 年 3 月 31 日まで

4 稼働開始予定

2025 年 1 月 1 日（2025 年 4 月 1 日以降利用分の予約を受け付ける。）

5 業務概要

本業務の概要は、以下のとおりとする。

- (1) 公共施設予約システム導入に係る作業（システム環境構築、決済サービスとの連携構築、スマートロックシステムとの連携構築、運用テスト、操作研修及びマニュアル作成等）
- (2) スマートロックシステム導入に係る作業（システム環境の構築、現場でのスマートロック設置作業、運用テスト、操作研修及びマニュアル作成等）
- (3) ASP または SaaS 方式による公共施設予約システムおよびスマートロックシステムの提供
- (4) システム保守および運用支援

6 記載外事項・疑義

- (1) 仕様書に記載のない事項は、本市と受託者が協議し決定の上、対応する。
- (2) 仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は、本市と受託者が協議し決定の上、対応する。

第2章 システム要件

1 基本事項

- (1) 施設管理者の OS、ブラウザの利用状況に合わせ、必要となるソフトウェアのバージョンアップは受託者の負担において行うこと。
- (2) 最新の OS、ブラウザに対応すること。
- (3) 対象施設及び設備等の変更等の各種操作が、プログラミング等の専門知識を必要とせず、本市で実施できること。

2 環境要件

- (1) クラウド方式のため、本市にはサーバー等の設置を必要とせず、クラウドは情報の機密性に応じたセキュリティレベルが確保されているサービスを利用すること。
- (2) データの機密性、完全性、可用性が十分に確保された運用がされていること。
- (3) 暗号化等のセキュリティ対策を万全に行うこと。
- (4) 特別なソフトウェアを必要とせず、ブラウザから本システムにアクセスすることで、予約状況の閲覧及び施設予約ができること。
- (5) 本業務に用いるデータセンターは、以下の要件を満たすこと。
 - ア 日本国内に立地していること。
 - イ 地震、火災、水害といった各種の災害対策を考慮し、優れた立地条件の下で運用されていること。
 - ウ 代替機等を常備するなど、重大障害時（サーバー機能停止等）にもシステム停止がないよう、冗長性を確保すること。
 - エ 停電時等による電力供給の停止に備え、機器が適切に停止するまでの間に十分な電力を供給する容量の予備電源を備えること。
 - オ 不正な侵入を防止するため、適切な入退室管理を行うこと。

3 前提要件

- (1) データ移行作業は発生しない。
- (2) オンライン収納における収納代行業者からの入金先口座は、12 事業者を想定している。
- (3) システムを利用する職員は約 300 名を想定している。

4 機能要件

(1) 機能要件

システムに関する機能要件は、機能要件確認表（様式 6 および様式 7）のとおりとする。それぞれの項目について、「対応」を機能要件表に記載する基準を参考の上、◎、○、▲、△、×で記載すること。「対応」は本システム本稼働時点での状況を記載すること。

(2) OS、ブラウザ

項目	施設管理者		施設利用者	
	パソコン		パソコン	スマートフォン
OS	・ Microsoft Windows10 以降	・ Microsoft Windows10 以降	・ iOS ・ Android OS	

ブラウザ	<ul style="list-style-type: none"> • Microsoft Edge • Google Chrome • Firefox 	<ul style="list-style-type: none"> • Microsoft Edge • Google Chrome • Firefox • Safari 	<ul style="list-style-type: none"> • Microsoft Edge • Google Chrome • Safari
------	--	--	---

5 対象施設

システム導入の対象施設および室場は施設室場一覧（別紙1）、スマートロック導入の対象施設は、スマートロック設置一覧（別紙2）、扉の写真および図面は、扉の写真図面（別紙3）のとおりとする。スマートロックの設置にあたっては以下のとおりとする。

- (1) スマートロックと接続するネットワーク環境の整備は当市で行う。
- (2) 現行の扉への設置が困難な場合は、キーボックスタイプへの変更ではなく、要件に合致する扉へ交換することを基本とする。

6 システム構築

受託者は、本システムの導入にあたり、本稼働前に以下の作業を実施するものとする。

- (1) 要件・仕様打合せ及び整理
システム設定の基準を本市に説明し、設定条件を決定する。
- (2) マスターデータの登録
システムを使用する上で必要な施設に関する情報（料金体系、貸出時間割、休館日、備品）や施設の種類、減免の種類等についてシステムに登録する。
- (3) 動作確認・運用テスト
システムを利用する機器上でシステムが問題なく動作することを確認する。本市が動作確認や検証等をした際に生じた問題点・疑問点についての説明やシステム改修等の対応を行う。
- (4) 施設管理者等への操作説明
システムを利用する施設管理者等に対し、操作説明会を実施する。

7 運用及び保守要件

- (1) 本システムは24時間365日稼働するものとする。ただし、システムのメンテナンス等を実施する場合はこの限りではない。
- (2) システムのメンテナンスを実施するために一時的にシステムを停止する際は、事前に本市の了承を得るとともに、システム利用者に対して、事前にシステムトップページでその内容及び期間を予告周知し、システムメンテナンス中も可能な限りその旨を周知するものとする。
- (3) サポートデスクにて、必要に応じて操作方法及び障害等に関する本市からの問合せに関する回答を行うこと。
- (4) システム停止などの緊急対応は24時間365日とする。運用・保守サービスを提供するにあたってSLA（Service Level Agreement）を締結する。サービスレベルの設定項目は以下の通りとし、定期報告を実施すること。サービスレベルについては、目標設定型とし、ペナルティ・インセンティブ

ブの設定は行わないが、基準値を満たさない場合は、その理由、改善策を報告すること。

分類	サービスレベル項目	内容	基準値
可用性	稼働時間	サービス提供時間	24 時間 365 日
	稼働率	サービス利用が可能な時間のうち、実際に利用可能であった時間の割合	99%以上
	計画停止	機器やシステムメンテナンスのための停止	深夜早朝時間帯に実施 (0 時から翌朝 6 時まで)
信頼性	障害時の復旧体制	障害を検知した場合の復旧体制	24 時間 365 日体制 (障害検知後、直ちに復旧対応)
	リカバリポイント	災害発生時の復旧が可能な基点	日時取得するバックアップの前回実行時点
性能	オンライン応答順守率	サービス提供時間に対し、オンライン応答時間が 3 秒以内である割合	80%以上

8 セキュリティ要件

システムに関するセキュリティ要件は、セキュリティ要件確認表（様式 9）のとおりとする。それぞれの項目について、「対応」を機能要件表に記載する基準を参考の上、◎、○、▲、△、×で記載すること。「対応」は本システム本稼働時点での状況を記載すること。

第 3 章 その他

1 納品物

この業務の納品物を以下に記載する。この内容に準じた納品物を電子データで指定の期日までに納入すること。なお、この業務の受託者が想定する納品物において、確認すべき事項がある場合は、事前に協議すること。納品物は、本市の検査に合格した時をもって引渡しを完了したものとする。

- (1) 業務完了報告書
- (2) スマートロック（必要数）
- (3) 機能要件一覧
- (4) システム管理者向け操作説明書
- (5) 施設管理者向け操作説明書

2 支払

(1) 支払時期

本業務はデジタル田園都市国家構想交付金のデジタル実装タイプを活用した事業であるため、初期構築費用及び 2024 年度～2026 年度の運用保守費用は 2024 年度中に支払うものとする。ただし、オンライン決済手数料など従量課金制のものは除く。

(2) 支払条件

「1 納品物」の納入が完了次第、当市が導入に係る業務等及び納品書類について検査を実施し、その検査に合格した場合に、受託者に契約書に基づいて支払うものとする。